

【記 入 要 領】（一般用）

この安全衛生管理計画及び実施結果報告書は、安全衛生管理体制や安全衛生管理活動の実態等を自主的に点検いただき、貴事業場の安全衛生水準の向上、労働災害防止に役立てていただくことを目的としております。

作成の上、所轄の労働基準監督署へのご提出をお願いします。

※ 工場、支店、店舗等事業場ごとに作成してください。

※ 「**労働者数**」欄は、自社が雇用する労働者数（派遣労働者、技能実習生を含む（以下「派遣労働者等」という。）を記入してください。

【1 令和8年（度）の安全衛生方針等】

（1）「経営トップの基本方針」欄

経営トップ自らの労働災害防止に関する意思表示や基本方針を記入してください。

（2）「年間安全衛生目標・スローガン等」欄

例えば、休業災害ゼロ・不休災害〇件以内、墜落・転倒災害の撲滅など、労働災害防止の目標を設定してください。目標を定めない場合は「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全管理」等のスローガンを設定してください。

（3）「取組事項」欄

重点施策ごとに、取組事項を記入してください。

なお、独自に安全衛生に関する計画を作成し、その写しを添付する場合は「別添資料のとおり」としてください。

【2 労働災害発生状況（各年1～12月）】

各年1月から12月までの自社が雇用する労働者（派遣労働者等を含む）の被災者数（人）を集計し、「**派遣労働者等**」、「**技能実習生**」は、内数で記入してください。

また、「**60歳以上の労働者**」欄は、被災した労働者のうち60歳以上の人数を記入してください。

【3 基本的な安全衛生管理体制の確立・整備】

（1）「（1）労働者数50人以上の事業場」、「（2）労働者数10人以上50人未満の事業場」欄

労働者数は、事業場ごとの労働者数（派遣労働者等を含む）です。

（2）「総括安全衛生管理者」欄

①労働者数100人以上の林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業

②労働者数300人以上の製造業、電気業、水道業、ガス業、熱供給業、通信業、各種商品卸及び小売業、家具・建具・じゅう器等卸及び小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

③労働者数1,000人以上の①及び②以外の業種が該当します。

（3）「安全管理者」欄

上記（2）の①及び②の業種が該当します。

（4）総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医を選任（変更）した場合、所轄労働基準監督署長へ報告する必要があります。また、安全衛生推進者（衛生推進者）を選任した場合、関係労働者への周知が必要です。（所轄労働基準監督署長への報告は要しません）

【4 リスクアセスメント】

リスクアセスメントは、職場に潜むリスク（危険）を見つけ出し、そのリスクにより起こることが予想される労働災害の重大さからリスクの大きさを見積もり、優先度の高い実施事項から順に対策を講じていく手法のことです。

リスクアセスメント 厚生労働省

検索

【5 自主的安全衛生活動】

職場で実施している各種安全衛生活動について○印を記入してください。

安全衛生活動の実施 厚生労働省

検索

【6 行動災害防止対策】

「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」等の労働者の作業行動を起因とする労働災害を「行動災害」といいます。職場で取り組んでいる対策について○印を記入してください。

【7 外国人労働者の労働災害防止対策】

職場で取り組んでいる対策について○印を記入してください。

【8 荷役作業時の労働災害防止に関する連携等】

陸上貨物運送事業における荷役作業において、全国で1万件以上の労働災害が発生しており、その3分の2は荷主等(荷主、配送先、元請等)の構内で発生しています。

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」は、陸運事業者及び荷主等が取り組むべき事項を具体的に示しています。

荷役作業時の労働災害を防止しましょう 厚生労働省

検索

【9 有害業務】

「業務内容」欄

〔○○材料の吹き付け塗装業務、鋳物製品の研磨作業〕など、有害業務の概要を記入してください。

「作業環境測定の実施」、「管理区分」欄

令和7年（度）の実施の有無及び作業環境測定結果の評価に○印を記入してください（複数回答可）

「令和8年（度）の予定」欄

令和8年（度）の作業環境測定の実施予定月を記入してください。

【10 自律的な化学物質対策】

(1) 化学物質に係るリスクアセスメント

平成28年6月から義務化されています。

厚生労働省では「化学物質等による危険性又は有害性の調査等の指針」を定めています。

『リスクアセスメント実施支援システム』（厚生労働省コントロール・バンディング）や

『簡易なリスクアセスメント実地支援ツール（CREAT-SIMPLE）』をご活用ください。

(2) 化学物質管理者

リスクアセスメント対象物質を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、令和6年4月1日から化学物質管理者の選任が義務化されています。

職場の安全サイト 化学物質

検索

【11 健康管理結果状況】

(1) 令和7年(度)の結果と令和8年(度)の実施予定を記入してください。

(2) 「結果報告書の提出」欄

・一般健康診断

事業場の規模50人以上は、『定期健康診断結果報告』が労働基準監督署長に必要です。

・歯科健康診断(塩酸、硝酸、硫酸等の取扱い等)

規模に関係なく、『歯科健康診断結果報告』が労働基準監督署長に必要です。

注：当該報告書に記入いただく欄はありませんので、該当する場合でも記入いただかなくても結構です。

・特殊健康診断(有機溶剤業務、特定化学物質の取扱い等)

規模に関係なく、所轄労働基準監督署長への報告が必要です。

・『じん肺健康管理実施状況報告』

じん肺健康診断の実施の有無に関係なく、毎年12月末日の状況を翌年2月末日までに所轄労働基準監督署長に報告が必要です。

(3) 「医師からの意見聴取」欄

医師からの意見聴取の有無を記入してください。

(4) 「事後措置」欄

医師の意見を勘案し、個々の労働者に実施した措置(作業の転換、労働時間の短縮措置や作業環境改善措置など)の有無を記入してください。

『健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針』をご活用ください。

労働衛生特設 三重労働局

検索

【12 長時間労働(過重労働)に対する健康障害予防対策】

(1) 「長時間労働の把握状況」欄

1か月の時間外・休日労働時間数について、月45時間超、月80時間超、100時間超がある場合、それぞれ①から④欄に実施の有無を記入してください。

※時間外・休日労働時間数は、以下により計算してください。

『 1か月の時間外・休日労働時間数

= 1か月の総労働時間数 - (当該1か月の総暦日数 / 7) × 40 』

(2) 産業医に対し、「月80時間超えの長時間労働者の情報」を提供する必要があります。

また、当該労働者本人に対しても、労働時間に関する情報を提供する必要があります。

(3) 管理監督者やみなし労働時間制度の適用を受ける労働者も労働時間を把握することが必要です。

過労死防止対策 厚生労働省

検索

【13 メンタルヘルス対策】

(1) 「メンタルヘルス対策」欄

メンタルヘルス対策の取組内容を選択してください。

(2) 『労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル』を活用してください。

こころの耳

検索

【14 治療と仕事の両立支援導入状況】

- (1) 傷病（がん、糖尿病などの私傷病）を抱えながら働いている労働者に対する配慮の有無及びその内容について、該当する選択肢に○印を記入してください。（複数選択可）

治療と仕事の両立支援ポータルサイト

検索

【15 三重産業保健総合支援センターによる支援】（利用は無料）

- (1) 『三重産業保健総合支援センター』

メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援等に取り組もうとする事業場をサポートするための独立行政法人です。

職場の産業保健に関する窓口相談・職場訪問支援など様々な支援を行っています。

- (2) 「支援希望の有無」欄

支援を希望した事業場に対しては、当局から三重産業保健総合支援センターに『希望事業場名、所在地』等、必要な情報を提供し、同センターから直接、ご案内申し上げます。

三重産業保健総合支援センター

検索

死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動

労働災害を防ぐための安全衛生行動！



あせるな

いそぐな

おこたるな

死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動